

消防庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
<p>(行政文書ファイル等の集中管理)</p> <p>第19条 <u>副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行うものとする。</u></p>						<p>(集中管理の推進)</p> <p>第19条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、消防庁における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u></p>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）		保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			② 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
		③ (略)	(略)		③ (略)			(略)			
	(2)～(7) (略)	(略)			(略)		(2)～(7) (略)	(略)			(略)

2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			② 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <b>議事の記録</b></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <b>議事概要・議事録</b></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
	(2)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(2)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	4	<b>内閣府令、省令</b> その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			② 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <b>議事の記録</b></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間報告、最終報告、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <b>議事概要・議事録</b></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間報告、最終報告、提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
	(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省令案・規則案</li> <li>・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文</li> </ul>	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>府令案・省令案・規則案</b></li> <li>・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文</li> </ul>						

					<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> </ul>	
		(3) 制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令案・規則案</li> <li>・理由、新旧対照条文、参照条文</li> </ul>		(3) 制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・府令案・省令案・規則案</li> <li>・理由、新旧対照条文、参照条文</li> </ul>	
		(4)～(5) (略)	(略)		(略)		(4)～(5) (略)	(略)		(略)	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)		(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)	
		(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）</li> <li>③～⑤ (略)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）</li> <li>③～⑤ (略)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>	

		の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)						の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)			
6	関係行政機関の長で構成される会議 (これに準ずるものを含む。この項において同じ。) の決定又は了解及	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の	①～③ (略) ④ 会議に検討のための資料として提出された文書(六の項口) <u>及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)</u> の議事が記録された文書 ⑤ (略)	10年	(略)  ・配付資料 <u>・議事の記録</u>  (略)	6	関係行政機関の長で構成される会議 (これに準ずるものを含む。この項において同じ。) の決定又は了解及	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の	①～③ (略) ④ 会議に検討のための資料として提出された文書(六の項口) <u>(新設)</u> ⑤ (略)	10年	(略)  ・配付資料 <u>(新設)</u>  (略)

	びその経緯	重要な経緯					びその経緯	重要な経緯				
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①～②（略） ③ 省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口） <u>及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書</u>	10年	（略） ・ 配付資料 ・ <u>議事の記録</u>		7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①～②（略） ③ 省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口） <u>（新設）</u>	10年	（略） ・ 配付資料 <u>（新設）</u>
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯							複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な	①～③（略） ④ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口） ⑤（略）	10年	（略） ・ 開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料		8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な	①～③（略） ④ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口） ⑤（略）	10年	（略） ・ 開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料

		な経緯									
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ② 立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③～⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ② 立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③～⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ② 立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③～⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)	10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ② 立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③～⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)	① 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料	11	個人の権利義務の得喪及び	(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)	① 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料

		第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	その経緯	第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			②～⑤ (略)		(略)			(略)		②～⑤ (略)	(略)
			(2)～(4) (略)		(略)			(略)		(2)～(4) (略)	(略)
			(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他		① (略)			(略)		(略)	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他
			② 審議会等文書(十四の項口)		・ 諮問 ・ <b>議事の記録</b> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見				・ 諮問 ・ <b>議事概要・議事録</b> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		
			③～④ (略)		(略)				③～④ (略)	(略)	

		の重要な経緯					の重要な経緯				
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)		(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	① 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	① 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
		(2) ~ (4) (略)	②~⑤ (略)	(略)	(略)		(2) ~ (4) (略)	②~⑤ (略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 不服	① (略)	裁決、	(略)		(5) 不服	① (略)	裁決、	(略)	(略)



		申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	② 審議会等文書(十四の項口)	決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			③～④ (略)		(略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(13の項から13の項までに掲げるものを除く。)	① 立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②～⑤ (略)		(略)
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)
15～16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	② 審議会等文書(十四の項口)	決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			③～④ (略)		(略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(13の項から13の項までに掲げるものを除く。)	① 立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②～⑤ (略)		(略)
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)
15～16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)
			② 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見				② 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見
			③～④ (略)		(略)				③～④ (略)		(略)
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86	① 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86	① 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

		号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)		(略)			号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)		(略)
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する	① (略) ② 立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、	19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する	① (略) ② 立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、

		検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	建議、提言 （略）			検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	建議、提言 （略）
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)（略）	（略）	（略）	（略）	21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	（略）	（略）	（略）	（略）
		(2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>			(2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>
22	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	22	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考						備考					
一 （略）						一 （略）					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。						二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。					
三～五 （略）						三～五 （略）					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

(1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3	(略)	(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略) 移管
5～22	(略)	(略)

注 (略)

(2)～(4) (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

(1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3	(略)	(略)
4	<u>内閣府令</u> 、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略) 移管
5～22	(略)	(略)

注 (略)

(2)～(4) (略)